

岩国市教育大綱

岩国市教育基本計画（改訂案）

～美しいまち岩国の教育～

1 策定の趣旨及び経緯

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

本市においては、合併後の新しい岩国市を担う人づくりを目指し、子供たちが主体的に対応できる資質や能力、豊かな心を育むとともに、市民が生きがいのある人生を送ることを基本目標に掲げ、平成 19 年度（2007 年度）から平成 23 年度（2011 年度）までの岩国市教育基本計画を策定しました。

岩国市の豊かな自然と、脈々と受け継がれた歴史や文化を生かし、未来に輝く子供たちの成長を願い、平成 24 年度（2012 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの計画を策定しました。なお、前半（平成 24 年度（2012 年度）～平成 26 年度（2014 年度））に実施した各種事業の進捗状況を検証し、状況の変化などを踏まえて、後半（平成 27 年度（2015 年度）～平成 29 年度（2017 年度））の計画の見直しを行いました。

各種事業の進捗状況を踏まえた課題や社会環境の変化に伴う課題等へ取り組むこととし、「時代の変化に対応する教育の力」を推進するため、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの計画を策定しました。

本市の教育を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、デジタル化の促進、グローバル化や持続可能な開発目標（SDGs）の推進などに加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした「新しい生活様式」の導入等、大きく変化してきています。こういった状況を踏まえ、これまでの理念を引き継ぎつつ、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの計画を策定しました。

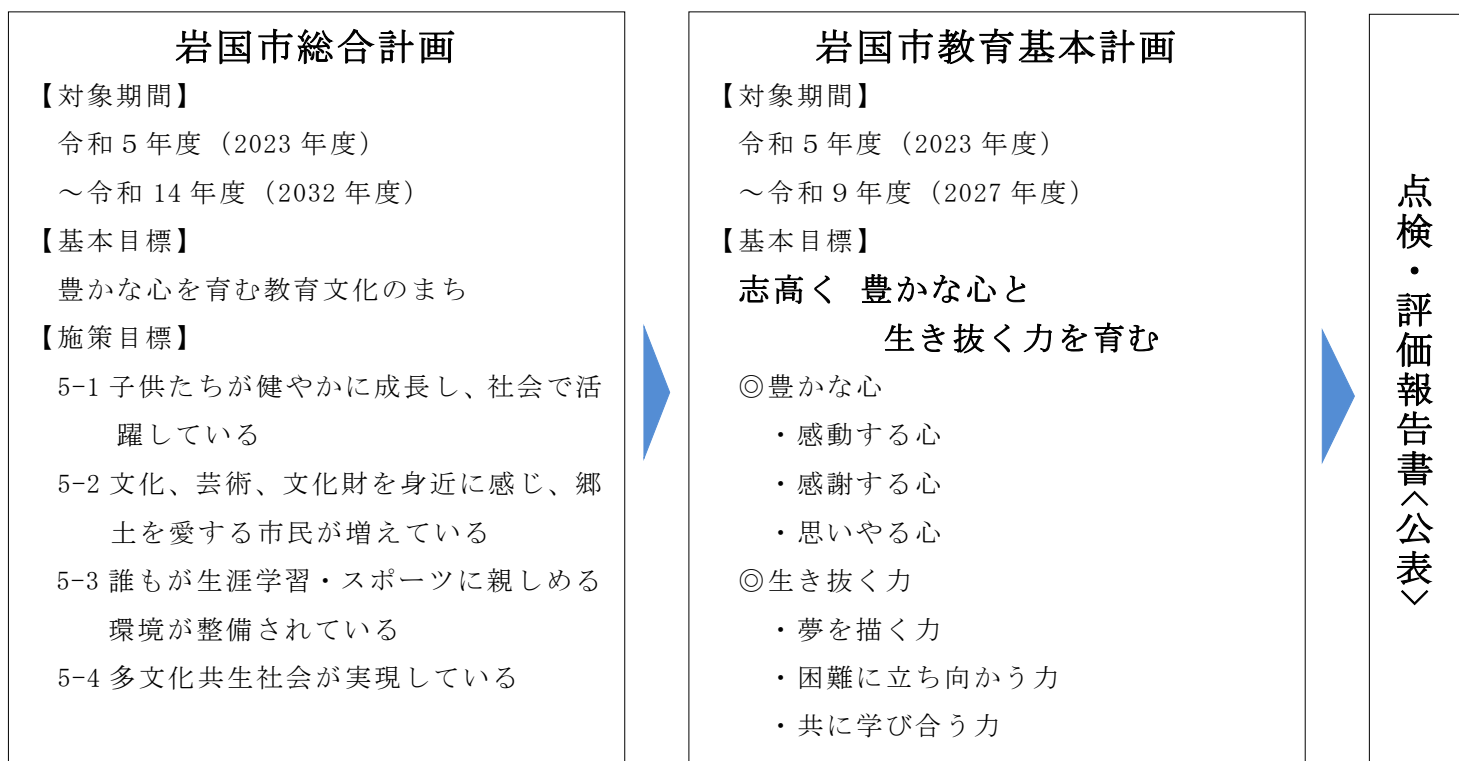
また、本計画を本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「岩国市教育大綱」に位置付け、一本化することとし、これまでの基本計画に文化の振興に関する施策も加え、総合教育会議を活用するなどして市長部局と連携し、同じ方向性の下、本市の教育行政を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき策定する教育に関する基本的な計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に定める教育等に関する総合的な施策の大綱として位置付け、「第 3 次岩国市総合計画」（令和 5 年度（2023 年度）～令和 14 年度（2032 年度））の基

本構想における教育・文化の基本目標である「豊かな心を育む教育文化のまち」を目指し、施策や事業を計画的かつ効率的に取り組んでいきます。

3 基本目標・対象期間



4 基本目標の理念

次代を担う子供たちが心豊かに成長するためには、一人の自立した人間として志高く、力強く生きていくとともに、人の心を思いやるなど、総合的な力を育むことが必要です。

そして、心豊かで活力のある生活を実現するためには、歴史や伝統・文化の豊かさを身近に感じ、守り伝えていくことや、文化やスポーツ活動に親しむことのできる環境づくりが求められます。

こうしたことから、基本目標を「志高く 豊かな心と生き抜く力を育む」とします。

5 教育方針

少子高齢化、デジタル化やグローバル化が進展し、価値観が多様化する現代を生き抜き、新しい時代を切り開いていく力を有する人材を育成するための施策に取り組みます。

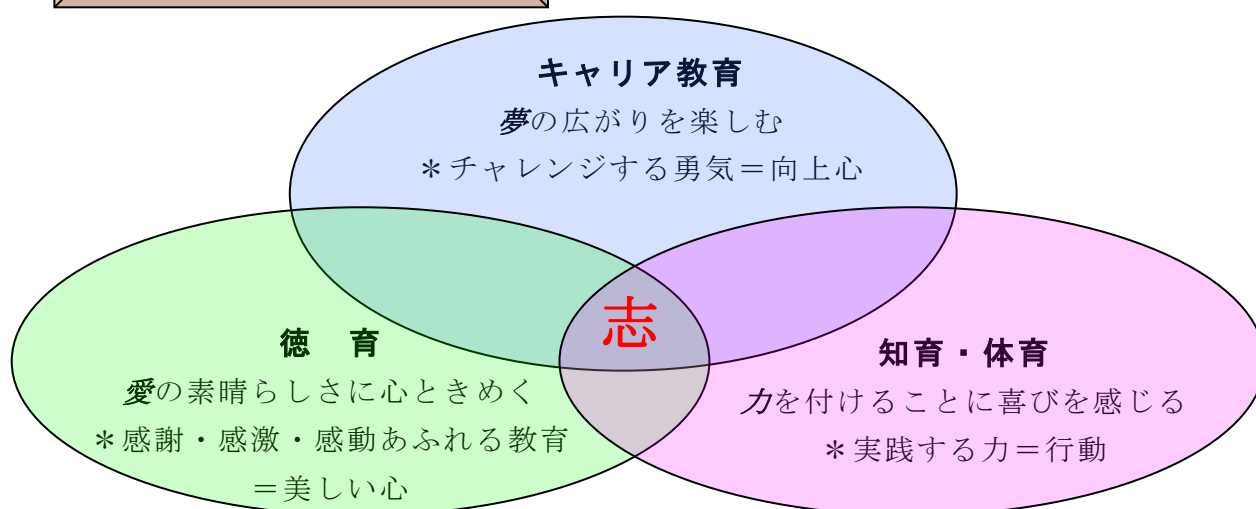
- ① 基本的生活習慣の確立と基礎学力の向上
- ② 家庭・地域と連携した学校づくり
- ③ 安全で安心して教育が受けられる環境の整備と防災教育の徹底
- ④ 郷土の歴史や伝統・文化の継承
- ⑤ 生涯を通じた学習やスポーツ活動等の推進

6 義務教育の基本戦略

基本目標の「志高く 豊かな心と生き抜く力を育む」ことを達成するため、夢と愛と力を育む教育を実践し、高い志を持って、社会に貢献する子供たちを育成します。

- ①開く（地域に開かれた学校づくり）
- ②創る（実践的で創造的な教育活動）
- ③研く（教員の資質・能力の向上）
- ④育む（知・徳・体の育成）

夢と愛と力を育む教育実践



【開く】

地域に開かれた学校づくり

【研く】

教員の資質・能力の向上

【創る】

実践的で創造的な教育活動

【育む】

知・徳・体の育成

7 社会教育の施策の方向

心の豊かさを実感し、生きがいのある日常生活を送り、岩国に住んで良かったと感じられる環境づくりを目指すとともに、多様で豊かな文化遺産の保存・活用を進め、文化財や歴史に親しむための環境整備を図ります。また、文化・芸術・スポーツの振興に市長部局と連携して取り組みます。

- ①市民の主体的な学習・教育活動の支援と環境整備
- ②地域の絆を深める学習活動の充実と学習施設の整備
- ③文化芸術の充実と生涯スポーツの推進
- ④有形・無形の文化財の保護保存とその活用
- ⑤身近な国際交流や国際理解活動の推進

【教育政策関係】

学校規模・配置の適正化と学校施設の整備促進

少子化や過疎化の進行による児童生徒数の減少と学校規模の縮小は、教育環境や学校運営に様々な影響を与えるものと考えます。そこで、子供たちの充実した教育環境の確保と確かな学力の習得や健全な成長の実現のため、保護者や地域住民の意見を尊重して、学校規模・配置の適正化の推進に努めます。なお、統廃合等により休校や廃校となった学校施設については、有効活用を図り適正な財産管理に努めます。

学校施設については、老朽化が進行しつつあることから、安心・安全で快適な教育環境の場を確保するために、学校ごとに方針を定め、施設の改築・改修や設備の改修に取り組んでいきます。

本郷山村留学センターについては、地域との交流を通じ、教育及び地域の活性化に努めるとともに、将来においても安定的な運営が行える体制づくりに努めます。

《施策概要》

1 学校規模・配置の適正化

(1) 学校規模・配置の適正化の推進

学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づき、地域住民、保護者の意見を尊重して、子供たちのよりよい教育環境の確保を目指し、学校規模・配置の適正化の推進に努めます。

(2) 廃校施設の利活用の推進

休校後5年を経過した時点で、学校用途（開校）の有無を確認し、これが見込めない学校（離島を除く。）については、その後5年を目途に、廃校の手続きを行い、廃校施設については、ホームページ等で情報発信し、幅広く意見やアイデアを募集して、民間等への貸与、売却も含め、利活用の推進に努めます。

2 学校施設の整備促進

(1) 老朽化対策

現在の学校施設は、昭和30年代、40年代の高度経済成長期に建設されたものが多く、その大半である約6割の学校が建築後40年を経過するなど、建物自体の老朽化や設備の不具合などが進行しつつあります。児童生徒が安心・安全で快適な学校生活が送れるよう、長寿命化計画を基に、施設の改築や改修を進めます。また、改築等を行うまでの期間についても施設を安全に運用するために予防保全に相当する大規模改修を検討するなど、中長期的な視点で保有施設を適切に管理していきます。

(2) トイレの改修

学校施設の環境改善の中で、トイレの洋式化及びトイレ環境の整備が強く求められています。児童生徒が清潔で明るいトイレを利用できるよう、洋式化も含め、トイレの改修を進めていきます。

(3) 空調設備の整備推進

次代を担う子供たちの健康管理面への配慮、また、安全で快適な学習環境の確保を図るため、空調設備の設置を進めます。普通教室への空調設備の設置は、平成 29 年度（2017 年度）に完了し、令和元年度（2019 年度）から特別教室への設置を進めています。

3 英語交流のまち I w a k u n i の推進

(1) 子供たちへの取組

小・中学校における英語の学びについて、ALTの全校配置など手厚くレベルの高い教育を行っていくとともに、基地があるまちという環境を生かして、日本人と外国人の子供たちが、スポーツやゲームなどを通じて自然な交流が行える場を提供していきます。

(2) 英語交流センター（PLAT ABC）での取組

英語交流の取組を、SNS等を活用して広く情報発信するとともに、必要な情報を必要な人に確実に提供できるよう外国人向けのイベントについては、英語と日本語の2か国語で提供するなどの取組を行っていきます。また、日本人に向けた英語の学びや学びなおし、外国人に向けた日本文化体験や各種暮らしの情報の提供などのほか、日本人と外国人が共通の趣味や話題を通じて楽しく交流できる場を整備していきます。

(3) 地域での取組

公共交通機関や観光地のサイン等の英語表記化を推進するほか、本市ホームページや関連サイトの英語翻訳の充実に取り組みます。また、本市の各部署が主催・共催している国際交流イベント実施について、英語交流センターが各種支援を行います。

4 山村留学事業の充実

(1) 本郷山村留学センターの安定的な運営の促進

本郷山村留学センターは、昭和 62 年（1987 年）の開設から都市部の子供たちを留学生として受け入れ、人材育成と地域の活性化に取り組んでいます。過疎化や少子高齢化が進む中、今後も、美しい自然環境を生かした四季折々の体験活動等を取り入れ、地域との幅広い交流を通して、児童生徒が充実した学校生活や集団生活ができる教育施設として、安定的に運営ができる体制づくりに努めます。

【山村留学生の育成目標と重点施策】

- ・豊かな自然の中で多彩な体験活動を通し「生きる力」を身に付ける

- ・少人数学習による基礎学力の向上
- ・基本的な生活習慣と自立生活の育成
- ・地域とのふれあいを大切にする
- ・集団生活の体験を通し、社会性や思いやりの心を育む

【学 校 教 育 関 係】

岩国を愛し、夢を抱き、生き抜く力を育む学校教育

子供たちの学力の向上・健やかな体の育成、心の教育の推進を柱に、教職員が自信を持って活力に満ちた教育活動の創造に取り組み、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるために、連携と対話をキーワードに支援を行ってきました。

これからは、小中一貫教育の推進、キャリア教育の推進を基盤に、全ての教職員の授業力や生徒指導力などの資質・能力の向上を図り、人材育成に努めるとともに、学校・家庭・地域との信頼関係を更に深め、岩国を愛し、夢を抱き、生き抜く力が育まれる教育施策を行っていきます。

また、全ての子供たちが安心して、楽しい学校・園生活を送るために、心の教育や道徳教育、人権教育の更なる充実と、心に働きかける生徒指導の推進により、いじめの根絶を目指し、豊かな心の育成を図ります。さらに、国際化・情報化社会に対応し、子供たちが主体性や社会性を身に付けるための取組を工夫するなど、一人一人のよさや可能性を伸ばし、たくましく生き抜く力を獲得していくための教育活動を進めます。

《施 策 概 要》

1 学校経営の基盤となる学校力の向上

(1) コミュニティ・スクール^{※1}の充実

学校・家庭・地域の協働により、学校課題の解決を図るとともに、学校支援体制を一層充実させます。また、学校による地域貢献に取り組み、地域とともにある学校づくりを推進し、学校を核とした地域づくりを促進します。

(2) 管理職の資質・能力の向上

効果的な学校運営や特色ある教育課程の編成など、望ましい学校経営を実施するため、計画的に管理職研修会等を行い、地域のニーズや学校課題に基づいたビジョンを描きリーダーシップが発揮できる資質・能力の向上を図ります。

(3) 人材の育成

若手教員の育成や、教職経験に応じた体系的な研修講座を実施することを通して、授業力をはじめ、生徒指導力、組織運営力などの専門性や時代に応じて求められる資質・能力の向上を図り、次代の学校経営を担う人材を育成します。

(4) 効果的なマネジメントの推進

「学校公約」^{※2}に基づき、学校評価を授業評価や教職員評価とリンクさせ、PDCAサイクル^{※3}による評価システムを構築していきます。また、コミュニティ・スクールとしての存在意義や使命を明確にし、校務組織の重点化や

運営の仕組みを工夫して業務改善に努め、効果的なマネジメントを推進します。

(5) 危機管理能力の向上

計画的・継続的な啓発や研修により、教職員の綱紀保持や服務規律の徹底を図るとともに、学校管理下における、子供の安全確保を図るため、危機管理意識や対応能力の向上を図ります。また、火災、地震・津波、不審者侵入など様々な状況を想定した避難訓練を地域とともに実施するなど防災教育の充実を図ります。

2 夢の広がり

(1) 小中一貫教育の推進

全ての児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、生き抜く力を育むために、小中連携教育を更に深化・充実させ、小学校と中学校の義務教育9年間を通して継続的で一貫性のある教育を行うことによって、児童生徒一人一人の個性を伸ばし、夢の実現につなげていく、小中一貫教育を推進します。

(2) キャリア教育の推進

「岩国の子供は責任を持って岩国で育てる」という目標を基に、小中一貫教育を推進する中で、9年間を見通したキャリア発達^{*4}を支援するために身に付けさせたい力を明確にして、小・中学校の教育活動・教育内容の連携に取り組みます。また、小学校の職場見学や中学校の職場体験、小学校における「2分の1成人式」^{*5}や中学校における「立志式」^{*6}等を通して、「人間関係形成・社会形成能力」^{*7}、「自己理解・自己管理能力」^{*8}、「課題対応能力」^{*9}、「キャリアプランニング能力」^{*10}の育成を図ります。

(3) 校種間連携の推進

幼稚園・保育園から小学校への円滑な接続や小1プロブレム^{*11}の解消を図るために、学校公開や授業・体験活動の交流、課題の共有と実践等を行います。また、中学校においては、体験入学などの進路学習を軸にした中高連携教育を推進し、生徒自らが主体的に夢の実現に向けた進路設計を行えるように支援していきます。

(4) 国際化に対応する教育の充実

グローバルな視点を持って行動できる児童生徒を育むために、基地とともに歩んできたまちとしての地域性を最大限に生かし、地域人材を活用しながら英語教育の充実を図るとともに、日米交流事業やアジアをはじめとする多文化交流教育を推進します。

(5) 情報化に対応する教育の充実

情報化社会に対応できる資質・能力を育成するため、整備されたタブレット端末・教育用コンピュータを活用し、充実したICT教育^{*12}を推進します。

(6) 一人一人を大切にした教育の充実

子供たち一人一人の教育的ニーズを把握し、学習や生活の困難を改善・克服するための指導や支援を身近で受けることのできる多様で柔軟な仕組みづくりに努めます。

3 豊かな心の育成

(1) 故郷の文化や伝統、自然を生かした体験活動の実施

岩国の伝統・文化、先人の業績等を学ぶ体験的な学習や自然体験活動を通して、郷土を愛し、郷土に誇りを持つ子供を育てます。また、自然に対する畏敬の念、環境の保全や伝統文化の継承に対する実践的態度を育てる取組を支援します。

(2) 道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」として、いじめの問題への対応や発達段階を踏まえた体系的な内容の下、問題解決的な学習や体験的な学習などの指導方法を取り入れることで、多様な感じ方や考え方に触れ「考え、議論する道徳」により児童生徒の道徳性を育む道徳教育を推進します。

(3) 人権教育の充実

子供の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にする教育を組織的・計画的に推進します。そのために、校内推進組織の充実や教職員の研修機会の確保に努めます。また、学校と家庭や地域社会、関係機関との連携を強め、人権尊重の精神を涵養することを目指します。

(4) 読書活動の充実

読書への関心・意欲を高めるため、有資格者の人的配置に努めるとともに、教職員、ボランティアによる学校図書館の読書センター機能・学習センター機能の充実を図り、読書活動の取組を推進します。また、学校図書館蔵書の充実及びデータベース化を推進するなど、学校図書館の環境整備を進めます。

4 学力の向上・健やかな体の育成

(1) 確かな学力推進事業

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、そして、主体的に学習に取り組む態度を育むために、学力向上推進校を設け、その成果を広く公開し、全小・中学校の学力の水準を高めます。さらに全ての子供に学びを保障する「かかわりのある授業」^{※13}を推進するため、教師の資質・能力の向上に努めます。

(2) ICTを活用した「新しい学習様式」^{※14}の推進

授業スタンダード^{※15}に則り、岩国プラン^{※16}を充実しながら、授業を展開するため、校内研修の活性化を図ります。

(3) 体力の増進

子供自身が体力向上についての意識を高め、多様な運動に親しむことができるよう体育科の指導方法の工夫・改善を図ります。また、学習内容と関連させた運動・遊びの奨励や学校の実態に基づいた重点的な取組を通して運動習慣を確立していきます。さらに、生涯を通じて運動に親しむ資質・能力を育みます。

(4) 学校給食の充実と食育の推進

成長期にある子供に栄養バランスのとれた安心安全な学校給食を提供し、心身の発達と健康の保持・増進を図るとともに、食物アレルギーのある児童生徒に対して、アレルギー対応指針^{*17}に沿った適切な対応を図ります。また、地元産食材の利用促進を図るとともに、学校の教育活動全体を通して、栄養教諭・学校栄養職員と連携をとりながら食事・栄養に関する正しい理解と望ましい食習慣を養う食育を推進します。

5 岩国教育情報ネットワークやICTを活用した研究及び業務改善

(1) 授業改善に向けた活用の推進

タブレットやデジタル教科書等を活用し、児童生徒の学習に関する興味・関心を高め、主体的・対話的で深い学びを保障する授業づくりを支援します。

(2) 情報ネットワークの活用の推進

情報ネットワークを活用し、教材開発や効果的な指導方法等の教育情報の共有化を推進します。また、校務支援システム等の情報機器の効果的な活用による業務改善を行い、教職員の教材研究の時間を生み出すとともに、セキュリティ対策を確実に実施します。

※1 コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

※2 学校公約

年度当初に、学校が保護者・地域住民に教育方針や教育内容を公開・説明するために、分かりやすく重点目標と取組事項を表したもの

※3 PDCAサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること

※4 キャリア発達

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

※5 2分の1成人式

おおむね成人の半分の歳になったことを祝う活動

※6 立志式

元服にちなみ数え年の15歳を祝う行事で、主に中学校2年生で、将来の夢や決意を明らかにすることで、成人への自覚を深めさせようとする取組

※7 人間関係形成・社会形成能力

「他者の個性を理解する力」「他者に働きかける力」「コミュニケーション・スキル」「チームワーク」「リーダーシップ」等

※8 自己理解・自己管理能力

「自己の役割の理解」「前向きに考える力」「自己の動機付け」「忍耐力」「ストレス・マネジメント」「主体的行動」等

※9 課題対応能力

「情報の理解・選択・処理」「本質の理解」「原因の追究」「課題発見」「計画立案」「実行力」「評価・改善」等

※10 キャリアプランニング能力

「学ぶこと・働くことの意義や役割の理解」「多様性の理解」「将来の設計、選択、行動と改善」等

※11 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かない、などの状態が継続する問題

※12 ICT教育

「情報コミュニケーション教育」を指し、コンピュータやその周辺機器等を活用した授業を行うなど、情報技術を用いて学習者に新しいコミュニケーション環境を提供しようとする教育（ICT：Information and Communication Technology）

※13 かかわりのある授業

児童生徒が課題に主体的に関わり、自分で考えたり、友達と話し合ったりする中で、課題を解決し、確かな学力を身に付けるための授業

※14 ICTを活用した「新しい学習様式」

「岩国プラン」と「授業スタンダード」を生かしながら、児童生徒がこれからの時代に求められる情報活用能力を高めて学習を充実することができるように、これからの学習の在り方を示したもの

※15 授業スタンダード

児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」に向かうために、整理整頓された教室の中で、「目標・表現活動・振り返り」を適切に位置付けた授業のこと

※16 岩国プラン

学習指導において、「かかわりのある授業」の実現のために具体的に取り組むべき内容を示したもの

※17 アレルギー対応指針

学校における食物アレルギー対応について基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校や調理場における食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的として作成されたもの

【青 少 年 関 係】

つながる・広まる・深まる生徒指導の推進

地域の宝である児童生徒の心と体の健全育成を図るためには、学校・家庭・地域・関係機関のつながりを深め、それぞれが責任と役割を果たすことが大切です。そこで、児童生徒を取り巻く諸問題についての市民の意識を高め、健全育成活動を活性化するとともに、学校においては、児童生徒一人一人の夢や目標の実現を積極的に支援するきめ細かな生徒指導を推進します。

《施 策 概 要》

1 青少年健全育成活動の推進

(1) 青少年問題に係る関係機関・団体との連携強化

岩国・大竹・和木地区青少年関係機関連絡協議会、小・中学校生徒指導部会、高等学校生徒指導連絡協議会、東部少年サポートセンター、こども支援課、児童相談所、警察署等との効果的な連携を図ります。

(2) 関係機関と連携した不審者対応の推進

児童生徒が安心して学校生活や家庭生活を過ごすことができるように、不審者対応に向けて、少年安全サポーター等の専門家と連携した学校支援を行います。さらに、関係機関と情報を共有することで、学校に対して、不審者情報を適切かつ迅速に発信します。

2 青少年非行防止活動の推進

(1) 非行防止に向けた青少年育成センター活動の推進

街頭補導活動を充実させるため、補導員研修を行い、地域における補導活動に取り組みます。

(2) 規範意識啓発活動の推進

青少年に善悪の区別など社会の一員としての自覚と道徳的実践を促すために、日常生活における善行の表彰や青少年健全育成（非行防止）作品の募集などを行います。

3 児童生徒の自律を目指した生徒指導の推進

(1) 生徒指導体制の充実と支援

児童生徒を多面的・総合的に捉え、自律を目指した実践的な取組を展開するために、学校が家庭・地域・関係機関及び諸団体と一層の連携・交流が図れるように支援します。

(2) いじめ問題等生徒指導上の諸問題に対する実態把握と支援

集団生活の中で、児童生徒がよりよく成長するための支援やいじめ問題を

はじめとする諸問題の未然防止、早期発見、早期解決への取組に向けた指導・助言を行います。また、いじめ防止対策連絡協議会において、関係機関及び諸団体と連携します。

4 家庭環境等を背景とする児童生徒の問題行動等の実態把握と支援

(1) S S W（スクールソーシャルワーカー）の派遣

家庭基盤の脆弱さや虐待等、複雑な要因によって引き起こされる児童生徒の問題行動等の解決を目的としてS S Wを派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークづくり、学校内におけるチーム体制の構築を行います。

(2) 連携ケース会議の開催

学校だけでは解決できない諸問題に対して、S S Wをはじめ関係機関とも連携したケース会議を開催し、情報の共有化を図りながら児童生徒の家庭環境等の改善に向けて働き掛けていきます。

【教 育 セ ン タ ー】

自ら歩む児童生徒の育成

教育センターでは、市内の全ての児童生徒に、望ましい人間関係を築く力を身に付けさせ、将来への夢を育むために、教育相談活動を活性化するとともに、教育支援教室の充実に努めます。

《施 策 概 要》

1 教育相談活動の充実

(1) 児童生徒、保護者の悩みの解決に向けた組織的な支援

悩み相談電話ヤングテレホンの活用や教育相談に関する研修を実施することにより、相談体制を充実させ、児童生徒、保護者の悩みの解決に努めます。

また、市立小・中学校へ通う児童生徒に対して、電話相談窓口やSNSによる悩み相談窓口を紹介した相談カードを配布します。

(2) SC（スクールカウンセラー）による児童生徒支援

学校や児童生徒等の希望に応じてSCによるカウンセリングを行うなど、適切な支援体制づくりに努めます。また、SCが学級担任と連携して「心理教育プログラム」※1を実施することにより、学校における心の教育を一層充実させ、規範意識や他者への思いやりなど子供たちの「心」の育成を目指します。

2 不登校児童生徒への支援

(1) 不登校の未然防止と早期解決に向けた指導

学校と関係機関が、不登校児童生徒に関する情報交換や対応についての協議を行う場を提供します。また、学校・家庭・関係機関が連携したサポートネットワークの充実を図ります。さらに、教育相談担当を中心とした教育相談体制の構築に向けた指導・支援を行います。

(2) 教育支援教室における効果的な指導や運営の推進

一人一人の様態に応じた相談・指導・支援体制を確立し、スポーツ活動や体験行事などを通して人間関係を築く力を育てます。また、個別にカウンセリングを行い基本的な生活習慣を確立させ、学校復帰を支援するとともに、学校・家庭・関係機関の連携強化により長期的な支援を行います。さらに、アウトリーチ制度や心の支援員による支援活動を推進し、不登校(ひきこもり)児童生徒へのアプローチを行います。

※1 心理教育プログラム

指導生徒の心理的、社会的健康を増進することを目指した、心理学的知見、心理臨床実践を応用した教育実践活動等の心理教育

【生涯学習関係】

心豊かに未来をひらく生涯学習の推進

豊かな自然、歴史や遺産、多くの教育・文化施設を活用して、全ての市民が主体的に学習に取り組むことができるように、生涯学習情報の発信及び学習機会の充実を図り、市民の学習成果を広く社会生活に活かせるような体制づくりを推進します。

さらに、地域住民の参画を得て、家庭・地域の教育力の向上を図り、学校との連携・協働を推進することで、様々な生活の場面で子供の健やかな育ちを社会全体で支える取組を進めます。

また、文化・芸術・スポーツの振興に市長部局と連携して取り組みます。

《施策概要》

1 豊かな心を育む生涯学習の推進

(1) いつでもどこでも学べる環境づくり

全ての市民が、主体的に学び、生きがいを持った日々を過ごせるように、公民館等の社会教育関係施設を「地域の学習拠点」と位置付け、生涯学習機能が効果的に発揮できるように支援するとともに、市民の自立した学習活動を推進します。

(2) 地域連携教育の推進による社会全体で子供の育ちを支えていく仕組みづくり

子供たちの幼児期から15年間の育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する体制の充実を図るために、概ね中学校区を一まとまりとした「地域協育ネット」の仕組みを生かし、地域学校協働活動の活性化を推進します。

また、地域住民のボランティア活動等による放課後及び休日における子供たちの体験・交流活動等の場づくりを進める放課後子供教室推進事業等を実施することで、地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携・協働し、様々な生活の場面で、子供の健やかな育ちを地域ぐるみで支える取組を進めます。

(3) 家庭の教育力の向上

子育てに関する情報の提供や学習機会の提供、さらには家庭教育を支える人材を養成し地域全体で家庭教育を支援します。

また、各小学校を拠点とし、学校と地域人材が連携しながら、保護者が主体的に家庭教育を進めていくことができるよう、家庭教育支援員等による相談対応などの支援を推進します。

(4) 社会の変化に対応した社会教育の推進

社会教育に関する情報の収集や発信、整理を行い、市民の多様な学習意欲

に対して学びの機会を提供することで、新しいまちづくりの主体となる社会教育に関する団体や人材の育成を支援します。さらには、学習した成果を活用し、地域の連携・協働を推進することで、地域社会の教育力の向上や活性化を目指します。

(5) 人権教育の推進

基本的人権尊重の視点に立って、あらゆる場と機会において、様々な人権課題に対し、理解を深める人権教育を推進します。そのために、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける生涯学習を通じ、人権尊重の意識を高めることを目的として、多様な学習機会の充実に努めます。

2 社会教育施設の活用の促進及び国際交流の推進

(1) 社会教育施設の活用の促進

生涯学習活動の拠点となる社会教育施設の適正な管理と効率的・効果的な活用を図り、地域の交流の場となるように努めます。

(2) 社会教育施設の整備

市民が安全かつ安心して生涯学習活動ができるように施設の整備及び設備の充実に努めます。

(3) 市民の国際理解の促進

市民が国際感覚をもち異文化について理解できるよう、多文化共生のまちづくりのための意識啓発を進めるとともに、身近な国際交流を推進し、相互理解を深められるよう市長部局と連携して取り組みます。

【文化財保護関係】

かけがえのない文化遺産の次世代への継承

岩国市は、長い歴史と豊かな自然を持ち数多くの文化財に恵まれています。文化財は、長い歴史の中で生まれ育まれてきた地域の貴重な財産であり、そこに住む人々に精神的な豊かさや誇りを与えるものであると同時に、時代の変遷の中でその時々の人たちが価値を見だし、時代に合わせた形で守ってきたものです。

これら文化財の大きな魅力の一つは、その多様性にあり、有形文化財だけでなく、無形文化財や民俗文化財、史跡、名勝等の記念物、埋蔵文化財等があります。

文化財の指定及び登録については、平成18年（2006年）3月の市町村合併の時点で、岩国市内には、国指定の19件をはじめとして、様々な分野にまたがり、合計183件の指定・登録文化財があり、平成29年（2017年）3月末の時点で、合計190件に推移しております。

また、文化財として指定はされていないものの、岩国の特徴を有した歴史的価値の高い文化遺産も多く残されており、今後も新たな指定・登録に向けた取組を継続します。

文化財の保存活用については、様々な指定文化財の公開並びに学習・体験講座の開催、埋蔵文化財の発掘調査等未指定文化財の調査、民俗芸能の振興、岩国シロヘビの館での生体展示、オオサンショウウオ再生に向けての取組、指定文化財の修理などの事業を実施し、かけがえのない文化財を次世代に継承するため、文化財の適切な保存・活用に努めてきました。

今後もさらに、文化財の積極的な保存と活用、未指定文化財の調査と掘り起こしなどに継続して取り組み、かけがえのない文化遺産の確実な次世代への継承に取り組みます。

《施策概要》

1 文化財の保護保存と活用の推進

(1) 指定文化財の保存対策の強化

指定文化財の保存対策を強化するために、現況調査を通じて状態の把握に努めます。岩国市所有の指定文化財については、計画的な修復等を通じて、保存継承を図ります。民間所有の指定文化財については、所有者及び関係団体との協力体制を強化し、適切な管理・修復等について指導・助言を行い、必要に応じ経費の助成を行います。

※主な指定文化財の現況調査

- ・オオサンショウウオ錦川流域生息調査
- ・有形文化財の現況調査等

(2) 未指定文化財の調査

市内に所存する未指定文化財については、今後とも調査研究を進めた上で、学術的価値や保存すべき範囲を明らかにし、文化財としての指定も含めて、将来に向けて確実に保存管理が可能な環境を整備し、積極的な保存に努めます。

※主な未指定文化財の調査

- ・有形文化財、中津居館跡を中心とする埋蔵文化財等の調査等

(3) 文化財の活用の促進

文化財の内容や価値の周知を図るため、文化財啓発資料の作成や説明板の設置改修などの環境整備に取り組みます。また、岩国市の文化財を地域の歴史や文化の背景として総合的にとらえ、地域づくりに活かしていくために、指定文化財の公開及び学習の機会の充実を図ります。

※主な指定文化財の活用

- ・旧目加田家住宅、香川家長屋門等の指定文化財の公開
- ・冊子「岩国市の文化財」の発行
- ・岩国シロヘビの館での生体展示・体験学習・特別企画展示
- ・錦帯橋報告書編纂に向けた調査
- ・民俗芸能まつり等

(4) 文化財の次世代への継承

次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護・保存を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。また、子供たちに文化財への興味・関心を育んでもらえるよう普及啓発活動を推進するとともに、地域に残る無形民俗文化財について、後継者確保の支援に取り組みます。

※主な学習講座

- ・文化財探検隊
- ・シロヘビこども飼育員・シロヘビ親子教室
- ・オオサンショウウオ夜間観察会等

【岩国徴古館、岩国学校教育資料館及び歴史民俗資料館】

誰もが郷土の歴史を学べる博物館づくり

岩国徴古館では、「郷土の歴史博物館としての活動の推進」を、また、岩国学校教育資料館及び歴史民俗資料館では、「教育や郷土・民俗に関する資料館活動の推進」をテーマとし、資料の収集、資料の保存と活用、施設の整備と利用の促進などに取り組んできました。

それらの主な成果として、岩国徴古館、岩国学校教育資料館、歴史民俗資料館の収蔵資料管理システムを導入し、利用者がインターネット等を通じて資料を検索することができる環境を整備するとともに、各種企画展示会や郷土史研究会、古文書講座などを実施しています。

今後も、これまで行ってきた事業を発展的に継続していくとともに、博物館、資料館ごとの資料や立地、特徴を活かし、「誰もが郷土の歴史を学べる博物館づくり」を目指します。

《施 策 概 要》

1 博物館、資料館共通の取組

(1) 博物館の整備

岩国市博物館等施設再整備計画に基づき、博物館を整備します。

(2) 収蔵資料の整理と保存環境の整備

収蔵資料を適切に管理するため資料の状態を把握、整理し、保存に必要な処置を行います。また、収蔵資料の良好な状態を維持するため、保存施設や館内設備の整備を図ります。

(3) 研究活動と展示会等の充実

収蔵資料や地域の歴史、文化に関して調査研究を行い、その成果を企画展示等に活かします。また、常設展示を定期的に見直し、内容の充実を図ります。

(4) 関係機関との連携

学校と連携し、学校行事等における積極的な利用を目指します。また、近隣の博物館や市民団体と連携し相互の活性化を図ります。

(5) 広報活動の推進

SNSをはじめ、市広報紙、ホームページ等で積極的に情報を発信し、館行事のPR活動を行い、利用者の増加を目指します。

2 岩国徴古館の取組

(1) 歴史資料等の収集・活用

旧岩国藩主吉川家の歴史をはじめとした郷土に関わる歴史資料等の収集・活用に努めます。

(2) 研究活動と展示会等の充実と利用者への援助や助言

市民の郷土学習の場として、郷土史研究会、古文書講座等を積極的に開催します。また、利用者の調査・研究の援助や助言を行います。

(3) 博学連携の推進

子供たちの積極的な博物館利用を促すため、学校と連携し、出前授業や体験講座等を行います。

3 岩国学校教育資料館の取組

(1) 教育資料等の収集

郷土に関わる教育資料等の資料収集に努めます。

(2) 岩国学校校舎の活用

岩国学校教育資料館は、山口県指定有形文化財（建造物）である岩国学校校舎を資料館として活用しています。岩国の近代教育の象徴ともいえる建物を活かし、藤岡市助をはじめとする郷土の偉人たちについて学習することができる場所となるよう活用に努めます。

4 歴史民俗資料館の取組

(1) 民俗資料等の収集

郷土に関わる民俗資料等の資料収集に努めます。

(2) 民俗資料等の活用

各館が保存している民俗資料等の積極的な活用に努めます。

【図 書 館】

市内全域での図書館サービス

図書館は、市民の自発的な学習や地域活動を支援し、暮らしに役立ち、文化の創造に資することを目的としてサービスを展開しています。約 65 万冊の蔵書を、誰でもどこに住んでいても等しく利用できるよう読書環境の整備を図ります。

中央図書館を中心に、各館それぞれが地域の特色を活かし、子供の読書活動の推進や地域資料の整備などに取り組み、地域のニーズに沿った図書館サービスの充実に努めます。

《施 策 概 要》

1 読書環境の整備・充実

(1) 図書館サービス網の整備

市内 7 図書館、1 分室と自動車図書館 2 台に加え、2 か所のサービスポイントで、資料を効率的に循環させることにより、利用者のニーズに沿った新鮮で魅力的な情報を提供します。

また、令和 3 年度に導入した電子図書館サービスの普及・充実に努めます。

(2) 自動車図書館サービスステーションの検討、見直し

近隣に図書館のない地域や利用状況を考慮して、サービスの拠点を検討、見直し、効率的な運用を図ります。

2 子供の読書活動の推進

(1) ブックスタート事業の推進

子供の心豊かな成長を支援することを目的としたブックスタート事業に取り組み、発達段階に応じて様々な本と出会える読書環境を整備します。

(2) 子供と本を結ぶための活動

子供の想像力と知的好奇心を刺激し、読書の楽しさを伝えるために、絵本の読み聞かせや人形劇等を開催します。

(3) 関係機関等との連携・協働

関連機関や関係団体との連携を深め、生涯の学びの基礎となる子供の読書活動を推進します。

3 地域の学習・文化・情報の拠点としての整備

(1) 地域資料コーナーの整備と郷土資料の充実

中央図書館の地域資料コーナーを整備するとともに岩国市の歴史や文化に関する資料、岩国市にゆかりのある人物や作家の資料を収集し提供します。

(2) 課題解決の支援

仕事や生活に役立つ情報拠点を目指し、地域づくり・ビジネス支援等のための資料・情報の収集に努め、課題解決を支援します。

(3) 連携・協働の推進

ボランティア、関係団体等と連携・協働し、図書館の活性化に取り組みます。

(4) 広報活動の推進

図書館サービスの利用を促進するため、マスコミ等を積極的に活用し広報活動を推進します。

4 インターネットによるサービスの推進

(1) ホームページの充実

ホームページのコンテンツの充実を図り、地域情報の発信に努めます。

(2) インターネット端末の利用促進

高度情報化に対応し、全館（室）に設置したインターネットの端末の利用を促進します。

5 図書館の施設管理及び運営方法の検討

(1) 図書館の施設管理・運営方法の検討

図書館が市民の学習・文化・情報の拠点として一層の発展ができるように図書館の施設管理・運営方法について検討します。

【科学センター、ミクロ生物館】

暮らしの中に「科学の花」を咲かせる科学館づくり

科学センターでは、「科学の花」を咲かせるために「自然」と「道具」をキーワードに各種の事業を推進しています。また、ミクロ生物館では、顕微鏡下の生物が持つ特性を活用した全国唯一の科学教育事業や教材開発を学校教育や生涯学習の現場に提供しています。両館で培われてきたこれらの事業や実績を基礎に、今後も多くの市民が自然とふれあい、科学の楽しさを実感できる科学教育施設として事業に取り組みます。

また、令和8年4月に供用開始予定の「黒磯地区いこいと学びの交流テラス」への施設移転に際し、新たな科学センターにおいては、「志高く、豊かな心と生き抜く力を育む」を基本目標とする岩国市教育基本計画に基づき、5つの基本方針を定めており、これに基づいた事業の実現に向けて必要となる施策を推進します。

《施 策 概 要》

新たな科学センターの5つの基本方針

(1) 指導員と共に創り出す、科学好き少年・少女を育み支える学びの場

実用性の高い実験設備・室を活かし、科学センターの専門職員による充実した理科・環境教育プログラムの提供を行い、学校による積極的な活用を目指します。また、学校教員や有志が活動する科学センター指導員制度の支援を継続し、生涯学習の場と子供が科学に触れる機会を提供します。

(2) 地元ゆかりの科学者・技術の情報発信

地元ゆかりの科学者の業績や企業の技術を紹介し、子供達が「地元企業で研究者になる」という将来の夢をつむぐ科学館を目指します。

(3) 豊かな自然を活かし、全身で遊んで学べるわくわくする科学館

瀬戸内海を一望でき、豊かな自然に囲まれた絶好のロケーションを活かし、自然豊かな公園やビオトープで植物や生物の観察を楽しみ、科学的視点に基づく観察力を養い、様々な人が全身で遊んで学べるわくわくする科学館を目指します。

(4) 自然災害時に自ら考え、行動できる市民を育てる防災科学教育

世界的課題の異常気象の背景、宇宙からの目（気象衛星）による災害予測をダイナミックに学ぶとともに、岩国で起こりうる災害のメカニズムと、一人一人の命を守ることを体験で学ぶ、防災も学べる科学館を目指します。

(5) 岩国ならではの魅力の追究による、個性と魅力あふれる科学館づくり

錦川・瀬戸内海など「豊かな水環境」により発展してきた岩国市ならではの理科・環境・防災教育プログラム及び展示作りや、全国初のミクロ生物館がこれまでに取り組んできた教育事業の強化・発展に取り組むことで、全国唯一の

魅力や機能を有する科学館づくりに努めます。

【公 民 館 関 係】

出会い、ふれあい、人をつなぐ公民館の活用

公民館は、地域で生活を営むあらゆる人々が出会う場所です。共に学び、楽しみ、憩うことで地域のつながりは深まります。さらに、主体的・継続的に学び合い、その成果を地域に還元し活かすことによって、結びつきは強くなり、人々の暮らしはより豊かなものになっていきます。

公民館では、自主的な学習活動のきっかけや手助けになることを目指し、実際の生活に密着した内容や社会の課題となっていることについて、学級や講座を企画し開催します。また、公民館を拠点としている自主活動クラブの活動を支援するとともに、地域の連携・協力を活かしていく取り組みを進めます。このような公民館事業について様々な手段を活用して広報し、地域の人々と公民館をつなげていきます。

一方、建物の老朽化が進む中で、公民館に集う人々が安心安全に利用できるよう、施設の整備改修にも取り組みます。

《施 策 概 要》

1 公民館活動の推進

(1) 学習グループ、クラブ活動などに対する支援

公民館を拠点として継続的に活動し、一定の要件を満たすグループに対して定期的な施設の利用や活動発表の機会の提供、新たな会員募集等を通じて、更に活動の場が広がるよう支援を行います。

(2) 各種学級・講座の開催

地域の実情を把握し、地域が抱える今日的・社会的な様々な課題や要求に対する事業を開催します。また、山口県地域連携教育に積極的に関与し、学校と連携した事業にも取り組みます。

(3) 公民館情報の発信

広報紙、チラシ、公民館報、ホームページ、SNS、マスコミ等を活用して、公民館講座や自主活動クラブ、生涯学習に関する情報等、公民館に関する情報を発信します。

(4) 公民館職員の資質の向上

公民館利用や生涯学習、地域活動等の相談を受ける上で、公民館職員の資質向上を図るため、関係機関が実施する公民館職員対象の研修に参加させるとともに、本市においても研修会を積極的に実施します。また、幅広く人材を発掘し、指導者の確保に努めます。

2 公民館施設の整備

(1) 公民館施設の整備改修

公民館施設が安心・安全でかつ有効に活用できるよう、整備改修を行います。また、岩国市公共施設等総合管理計画を基に、将来的な施設計画についても検討します。

(2) 学習環境の整備充実

公民館事業を推進していく上で、必要な視聴覚機器等をはじめ老朽化した備品類を計画的に整備し、学習環境の充実を図ります。

3 公民館の管理・運営方法の見直し

効率的な行政運営を目指した組織の見直しが検討される中、公民館が地域住民の活動拠点として、一層の機能充実や発展ができるよう、公民館の管理・運営方法について引き続き検討します。

【文化・芸術・スポーツ・国際交流関係】

心の豊かさと生き抜く力を育む文化・芸術・スポーツ・国際交流の推進

心豊かで活力のある生活を実現するため、市民による自主的な文化・芸術活動を活発化・発展させるとともに、広く人々がスポーツに参画することのできる環境を整備する体制づくりを推進します。

また、米軍基地を有する本市ならではの特徴を生かし、市民の国際感覚や多文化理解の意識を高める多文化共生の地域づくりの取組を進めます。

《施 策 概 要》

1 文化・芸術活動の推進

(1) 文化・芸術に接する機会の充実

文化・芸術に触れることで、生涯にわたり豊かな感性を持ち続けることができるよう、子供たちをはじめ市民が文化・芸術に接する機会の充実に努めます。

また、市民文化会館や市内の文化・芸術施設を活用し、質の高い文化・芸術が鑑賞できる機会を提供する取組を進めます。

(2) 文化・芸術活動の支援

文化・芸術活動に取り組む市民を増やすため、市民が推進する文化・芸術活動について支援等を進めます。

また、岩国市文化芸術振興財団をはじめ、市内の関係団体と連携し、地域の特性や市民のニーズに合わせた事業内容の充実に努めます。

2 スポーツ活動の推進

(1) スポーツ環境の整備・充実

市民がスポーツに親しみ楽しむことができる環境を創出するため、市民の誰もが安全で利用しやすいスポーツ施設の整備等の取組を行います。

また、これらの施設の利用促進を図るとともに、スポーツ指導者等の充実や市民のニーズに応じた活動の場の確保など、スポーツ推進のための環境づくりを進めます。

(2) スポーツ活動の推進

「スポーツでいわくにを元気に！」の理念の下、市民の生涯スポーツを推進するため、各種団体と協働しながらスポーツ活動の支援・充実等に資する取組を行います。

また、東京 2020 オリンピック競技大会のスポーツレガシーの継承・発展に

に向けた各種スポーツイベントの開催等により、市民がスポーツに関わることができる機会の充実を図ります。

3 国際交流の推進

(1) 国際感覚を持った人材の育成

青少年の海外派遣等によって、次代を担う青少年の多文化理解促進、人材育成の取組を進めます。

(2) 市民の国際理解の促進

多文化共生の地域づくりに向けた意識啓発を推進します。

また、本市の特性を活かし、在留外国人との身近な国際交流や国際協力の活動を促進し、相互理解を深める取組を進めます。

(3) 在留・来訪外国人の生活・コミュニケーション支援

外国人住民の地域社会参画の促進のため、日本語・日本社会の学習機会の提供や日本文化の紹介等、地域ぐるみで支援する体制づくりを推進します。

また、災害時の対応マニュアルなど、パンフレット等の多言語表記整備の取組を進めます。

(4) 愛宕スポーツコンプレックス等の施設を活用した交流の推進

施設を活用した文化スポーツ活動を通じて日米の交流を推進し、相互理解を深めます。